平成２９年（フ）第４２４号
静岡県駿東郡長泉町下長窪143番地　雇用促進２棟107号、前住所三重県志摩市志摩町和具2202番地
債務者　田辺　喜人
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　信
4　破産債権の届出期間　平成30年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６５号
東京都小金井市本町３丁目８番９－211号ニュー小金井マンション
債務者　伊東　　隆
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　周
4　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５３９号
相模原市南区相南４丁目24番11号　高峰コーポⅡ　207
債務者　山中　建二
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　惟大
4　破産債権の届出期間　平成30年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６４号
千葉県東金市極楽寺121番地
債務者　金谷　大佑（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　洋平
4　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９５５８号
東京都台東区橋場２丁目10－１
債務者　伏見　正美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩野信太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３２号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目８番２号
債務者　多久　勇志
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８９号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2500番地１
債務者　井上　貴雄
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山林太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４３３号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目11番21号　第３松島ビル103号
債務者　安倍松　良
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山内友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７００号
北九州市小倉南区朽網東１丁目９番41－205号
債務者　河野真理恵
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７３１号
北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目13番２号
債務者　平井三千子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７２号
宮城県石巻市湊字筒場73番地　市営筒場復興住宅704号、前住所宮城県石巻市湊字藤巻１番地
債務者　佐藤　良男
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
島根県大田市久手町刺鹿3024番地１
債務者　岡田　七海
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第３３３号
函館市宮前町18番10号
債務者　池田めぐみ（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月18日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３４５号
函館市松川町35番９－303号
債務者　佐々木里奈
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月18日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３４９号
函館市昭和町22番地135
債務者　宗山　比里
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月18日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３５６号
函館市深堀町32番37号
債務者　田中　　宏
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月18日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２１０９号
札幌市中央区南６条西２丁目８番地７　ＴＥＡＤＡ701号
債務者　根本　直弥
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部